



料金後納
郵便

広島市
からの

新型コロナワクチン 4回目接種のお知らせ

18歳～59歳で4回目接種を受けられるのは
基礎疾患を有する方などです。

このお知らせは令和4年4月末までに3回目接種を受けたことが
本市で確認できた18歳～59歳の方全員に送付しています。

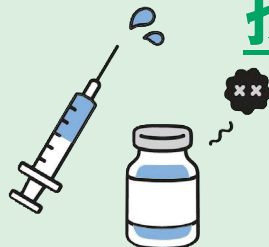
※このハガキは接種券ではありません。

OPEN

OPEN

4回目接種の対象者のうち18歳～59歳の方が接種を受けるには

接種券の発行申請が必要です



接種の対象者については裏面へ

あなたの接種券番号(10桁)

※接種券番号は、接種券の発行申請時に必要となります。



- 接種券の発行申請は、**以下の手順でWEB申請により行ってください。**
- なお、WEB申請が難しい方などは、郵送による申請が可能です。
- 申請は3回目接種から**おおむね4か月が経過した後**に行ってください。

WEB申請の流れ

1 申込みサイトへアクセス

右の二次元コードから申込みサイト
へアクセスしてください。

広島市 接種券 発行申請

検索



2 メールアドレスの登録

メールアドレスを登録してください。
登録されたメールアドレスに申請用サイトの
URLが送付されます。

3 必要事項の入力

申請用サイトのURLにアクセスし、**上記の接
種券番号**や、**基礎疾患**に関する情報などを入
力して、発行申請を行ってください。

※3回目接種からおおむね4か月経過していない場合は
申請できません。

4 接種券の発行

申請受付から3週間程度で接種券を発送します。

※多数の申請が集中した場合や申請内容に不備があった
場合などには、さらに時間がかかることがあります。

郵送による接種券の発行申請方法は、広島市ホームページからご確認ください。

新型コロナワクチン 4回目接種の対象者のうち

18歳～59歳の方は 接種券の発行申請 が必要です

4回目接種の対象となる方や
接種券の発行申請の方法は
内面をご覧ください

※60歳以上の方は、接種券の発行申請を
行う必要はありません。

お問い合わせ先

広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
TEL 082-513-2847 (24時間対応)
FAX 082-211-3006※ (広島県ワクチン政策担当)
※聴覚に障害のある方など電話での相談が難しい方用

広島市健康福祉局保健部健康推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

OPEN

郵便はがき

4回目接種の対象者は以下のとおりです

3回目のワクチン接種から5か月が経過した

- 60歳以上の方
- 18歳～59歳で ①基礎疾患を有する方(※) ②その他重症化リスクが高いと医師が認める方

(※) 基礎疾患を有する方とは次のいずれかにあてはまる方です

1 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 慢性の呼吸器の病気 | <input type="checkbox"/> 染色体異常 |
| <input type="checkbox"/> 慢性の心臓病（高血圧を含む。） | <input type="checkbox"/> 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） |
| <input type="checkbox"/> 慢性の腎臓病 | <input type="checkbox"/> 睡眠時無呼吸症候群 |
| <input type="checkbox"/> 慢性の肝臓病（肝硬変等） | <input type="checkbox"/> 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院、精神障害者保健福祉手帳を所持*、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持*） |
| <input type="checkbox"/> インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 | |
| <input type="checkbox"/> 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） | |
| <input type="checkbox"/> 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） | |
| <input type="checkbox"/> ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている | |
| <input type="checkbox"/> 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 | |
| <input type="checkbox"/> 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） | |

※精神障害者保健福祉手帳か療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する方に該当します。

2 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg 身長160cmで体重77kg

